

佐久市香坂東地区太陽光施工住民説明会議事録

説明会日時：令和7年2月23日（日曜日）19：30～

場 所：東地文化センター

施工計画地：①佐久市香坂 1558-1

②佐久市香坂 1531-1・1527-1

③佐久市香坂 1194-1

④佐久市香坂 900-1・901-1

⑤佐久市香坂 959

⑥佐久市香坂 621

⑦佐久市香坂 613-1・615-1

⑧佐久市香坂 369-1・368

⑨佐久市香坂 373-1・373-3

⑩佐久市香坂 364

⑪佐久市香坂 646-1

⑫佐久市香坂 647-3・647-1

⑬佐久市香坂 280-1

出席者様：東地区区長様、住民様4名

説明者：株式会社グッドライフ塚原常好

使用資料：施工概要（※別紙添付）

●施工概要を配布し太陽光施工計画を説明

説明内容：土地情報

ハザードについて

配置及び事業計画について

管理及びスケジュールについて

使用パネル及びパワコンについて

意見・質問	回答
様より 区と協定を締結していただき安全第一を心掛けていただき問題が発生した場合は迅速	はい。

に対応していただくようお願いします。 また、工事を開始する前には区民の皆さんには開始の挨拶をしていただくようお願いします。	
---	--

※３０日間意見・要望等ありませんでした。

議事録記載者：株式会社グッドライフ
塚原 常好

事業基本計画書に係る意見書

令和7年3月31日

受付番号：第 号	発電設備の所在地
事業者名：株式会社グッドライフ 代表取締役 小泉 翔建	長野県佐久市香坂字城口 1558-1
意見及び指示事項	協議結果
1 佐久市景観条例に基づき、土地の形質の変更(1,000㎡以上)がある場合、届出が必要となります。事業施工場所は、佐久市景観計画に基づく田園地域に指定されていますので、景観育成基準を遵守した計画としてください。（届出対象行為等の詳細については、佐久市ホームページをご覧ください。） （建築基準法） 2 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地(N0. 14 7東祢ぶた遺跡)に該当します。 包蔵地内で掘削を伴う工事が行われる場合には、文化財保護法93条に基づく届出（工事着工60日前までに提出）と文化財保護協議が必要です。 （文化振興課） 3 開発予定地は土石流による土砂災害警戒区域にあることから、災害発生時に当該土地への土砂流入により、構造物が被害を受け、流出する被害が発生する恐れがあります。 開発にあたっては、災害想定及び災害発生前後の対応策を踏まえ、地域住民に説明するとともに、文書等をもって対策を確実に周知して下さい。 （危機管理課） 4 対象地に隣接する農地などに、設備の建設中や、完成後も影響がないようにしてください。また、設備の設置で農地や構造物等に不具合等が生じた場合は、行為者の責任で対応してください。（耕地林務課）	1 承知しました。 2 承知しました。 3 承知しました。 4 承知しました。

5 隣接地との境界を境界杭などで明確にしてください。また、フェンスなどは隣接地の境界を侵さないように設置してください。（耕地林務課）	5 承知しました。
---	------------------

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和7年4月8日

佐久市 環境部 環境政策課

事業基本計画書に係る意見書

令和 7 年 3 月 3 1 日

提出課 土木課

受付番号：第 号	発電設備の所在地
事業者名：株式会社グッドライフ 代表取締役 小泉 翔建	長野県佐久市香坂字城口 1558-1
意見及び指示事項	協議結果
1 官民境界を明確にし、境界杭等で明示してください。	1 承知しました。
2 既設道水路に影響が生じる場合は、打ち合わせを行い、必要があれば道路自営工事、占用等の許可を得てください。また、各関係機関との協議を十分行ってください。	2 承知しました。
3 事業区域内の雨水は周辺の市道および水路に流出しないようにしてください。	3 承知しました。
4 工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者の責任で復旧してください。	4 承知しました。
5 敷地内の土砂・碎石等が道路に流出した場合は、申請者で清掃等を行ってください。	5 承知しました。
6 排水計画図等、敷地内の水の流れが分かる資料を土木課に提出してください。	6 承知しました。